

「空家問題」について

高齢化と人口減少にともない全国的な傾向と同じく、根室市でも空き家は増加しつつあります。

その中でも特に、所有者がいない等の理由から十分な管理が出来ていない家屋は、倒壊や屋根や壁などの建材の飛散、あるいはゴミを不法に投棄されるなど衛生的な問題なども発生し、危険な状態となっている建物も市内に多くあります。そうした家屋の近隣に暮らす方々から不安の声があがっています。



根室市空家等対策計画の策定

2015年5月に国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しました。

根室市ではそれにもとづき、相談窓口を市住宅建築課に設置、また専門家や関係団体からなる「根室空家等対策協議会」を設置、そして今年5月には「空家等対策計画」を策定しました。

それによると2016年の市内の空家総数は682棟で10年前より202棟増えており、またその中でも市消防本部が把握している管理不良空家は129棟で10年前より53棟増加しています。

- 管理不良空家：窓・屋根等の一部破損や倒壊・半倒壊しているもの。

対策は、空家を増やさないと、(所有者が)適切に維持管理すること

「計画」では空家等対策の方針は、

1. 空家等の発生・増加の抑制
2. 空家等の維持管理の促進
3. 空家等の利活用
4. 特定空家等の除却等に対する支援の検討
5. 管理不全な空家等を解消する対策となっています。

空家は当然ながら個人の財産なので、所有者が、しっかりと責任をもって対応する必要があり、計画でもそのことが大前提となっています。

しかし、そもそも理想通りに各自が所有者責任を果たし、適切な管理をすることが出来ていたら、現在のような問題が起きるはずがありません。そうならないから全国的にも問題となっています。

最後手段の行政代執行もあるが・・・

根室市では現在、計画にもとづき特定空家に該当するかどうかを判断する「特定空家等認定基準」を策定中です。

※特定空家：法第2条2

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

その基準にもとづいて特定空家に該当するかどうかを判定し、その後

助言・指導⇒勧告⇒命令⇒代執行という流れで対策を進めていきます。

しかし、助言・指導、勧告、命令をおこなったとしても、解決まで至るケースはそれほど多くないと思われます。

最終手段の代執行は法によって所有者が命令を履行しないときに、行政が代わって必要な措置を行います。その費用は所有者から徴収されます。

ただし個人の財産権を公的機関が侵害する仕組みであり、その運用は慎重に対応しなければなりません。また所有者が不明、死亡などで不在の場合は、そもそも代執行の費用を回収することは、大変難しいと考えられます。

公共の福祉の増進と地域の振興

空家等対策特措法の目的は「公共の福祉の増進」と「地域の振興」です。

特定空家を除却するために、行政が税金を使うことに住民の理解を得られるか、疑問という声もあります。しかし特定空家が地域に深刻な影響を与えていると判断される場合には、やはり法の趣旨からいっても、行政として適切な対応をすることが望まれます。その為に公費を使うことについて、議会としても、また住民としても十分な議論と理解を進めるための過程を経る必要があると思います。

もうひとつは、いわゆる特定空家にしないための取り組みをどれだけ実行できるかということだと思います。人口減の中で住居の必要数は間違いなく減少します。それらをすべて有効活用することは難しいですが、例えば他の事例では行政への寄付を受け付けている自治体もあります。空家を自治体の財産とすることで、例えば建物を集会所や漁業就労者の住居など、地域振興への利活用も可能性として広がります。あるいはその処分についても行政の裁量で可能になります。

根室市の空家対策は、まだ始まったばかりですが、一方で現実に困っている市民の方も多くいる状況であり、今後の対策のさらなる積極的な推進が望まれます。

障がい者福祉の利用者負担は安すぎる?! とてつもない財務省の言いかかり

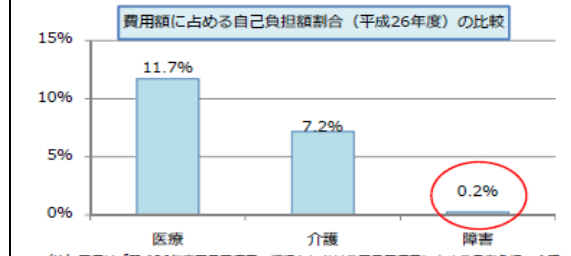
財務省の財政制度審議会が、10月25日に医療や介護など社会保障費を抑圧する見直し案を示しました。

その主な内容として、診療報酬では2%半ば(およそ1兆円)以上の引き下げ、75歳以上の後期高齢者の医療費負担を1割から2割へと段階的に引き上げ、介護報酬の引き下げ等の大改悪が提案されています。

この財務省案が直ちに実行されるわけではありませんが、政府が将来的にめざそうとする社会保障削減の一端が明らかにされたとみることが出来ます。

その中で、障害者福祉の分野については、このように記されています。

- 利用者負担が非常に少ないことは、コストインセンティブが働かず、供給サイドによるサービス増加や、質の低いサービス供給につながる側面も持ち合わせているのではないか。



応益負担を求める障害者自立支援法は憲法に反するとして、当事者による団体が国に裁判を起こし、2010年1月7日に和解の基本合意文書を交わしました。

基本合意は自立支援法の廃止と憲法にもとづく障害者の基本的人権の行使を支援する新法の制定を約束したものです。財務省の提案はこの基本合意を覆す内容です。

これらの改悪を実行させないためにも引き続き社会保障改善の運動にしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。